

## 別記 1

掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行う場合の経費から、輸入条件への対応や輸出向けHACCP等の認定・認証取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

なお、掛かり増し分を明確に区分することが困難である施設（冷凍・冷蔵保管施設、異物混入を回避するための施設等）の新設については、基礎及び上屋（建物部分）を除く内部の施設整備に係る費用を掛かり増し分とみなす。

## 別記 2

- 1 不動産取得に関する経費
- 2 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 3 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- 4 交付決定前に支出される経費（ただし、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- 5 交付対象事業費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（交付対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 別記 3

- 1 不動産取得に関する経費
- 2 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 3 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費
- 4 交付決定前に支出される経費（ただし、交付決定前着手届の対応をしたものを除く。）
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

## 別記 4

- 1 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 2 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバーの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 3 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- 4 海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用

## 別記 5

輸出先国の規制等への対応を行うため、次に定める輸出向けHACCP等の認定・認証を取得する場合（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）。

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条に基づく適合施設の認定取得を行う場合
- (2) 輸出に対応するために必要な次の認証取得を行う場合
  - ア IS022000、GFSI承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

イ JFS-B、有機JAS等

ウ ア又はイに定める輸出向けHACCP等の認定・認証を既に取得している事業者であり、次の認定

・認証範囲の追加等を行う場合

(ア) 認定・認証品目の追加

(イ) 認定・認証製造ライン等の追加・変更

(ウ) 認定・認証対象エリア等の追加・変更

## 別記6

中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法第154号）第2条で規定される中小企業者または小規模企業者ことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）が別記5以外に取り組む場合